

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月8日（火）、第6回の委員会が開かれました。

1 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

- ・ 寺田総務大臣、尾身総務副大臣、中川総務大臣政務官、伊藤文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
- ・ 富樫博之君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、源馬謙太郎君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者）後藤祐一君（立憲）、櫻井周君（立憲）、落合貴之君（立憲）、徳永久志君（立憲）、小野泰輔君（維新）、空本誠喜君（維新）、斎藤アレックス君（国民）、塩川鉄也君（共産）、斎藤洋明君（自民）、長谷川淳二君（自民）、奥水恵一君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

後藤祐一君（立憲）

- （1） アダムズ方式による都道府県別議員定数配分を次回の選挙区の改定以降も継続して行うことは望ましくないとする考えに対する寺田総務大臣の所感
- （2） 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体の収支報告書の記載について
 - ア 寺田総務大臣が寺田稔呉後援会に対して行った貸付に関して、同大臣が国務大臣等の資産公開資料等を訂正したこと及びこれに関する同大臣の発言についての確認
 - イ 平成23年から24年にかけて寺田稔呉後援会が寺田稔衆議院議員から合計1,600万円の借入を行ったにもかかわらず、同後援会の平成24年分の収支報告書において借入金残高が1,000万円と記載されている理由
 - ウ 平成24年に寺田稔呉後援会から寺田稔衆議院議員に対して600万円が返済されたことの確認及び同後援会の平成24年分の収支報告書に返済の事実が記載されていないことについての妥当性
 - エ 寺田稔呉後援会における平成25年への繰越金が47万5,352円であることと同後援会が収支報告書に記載されていない600万円の返済を平成24年に行っていたこととの整合性
 - オ 寺田稔呉後援会の収支報告書を寺田総務大臣が調査・確認し、訂正の有無等を説明する必要性
 - カ 宏池政策研究会の収支報告書（平成25年分）において以正会（寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体）から受領したものとして記載されている60万円の寄附の真正の寄附者についての確認
 - キ カの真正の寄附者である「みのる会」（寺田総務大臣に係る資金管理団体）の収支報告書における当該支出を「会費」から「寄附」に訂正することについての確認
 - ク 自身の資金管理団体（みのる会）が行った寄附について以正会が寄附者として記載されていたことから、以正会が、事実上寺田総務大臣の管理下にあったとする意見に対する同大臣の認識
 - ケ 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体が委員会での質疑などを受けて収支報告書等を訂正した回数、及び今後、収支報告書を訂正する事案が生起しないことについての確認
 - コ 寺田稔竹原後援会の収支報告書について領収書等を徴し難かった支出の明細書等における会計責任者の氏名及び押印の訂正についての確認
 - サ 寺田稔竹原後援会の代表者の去就についての確認
 - シ 自身に係る国会議員関係政治団体を巡って政治資金規正法への抵触等が指摘されている寺田総務大臣は同法を所管する総務大臣を辞任すべきとする考えに対する同大臣の所見

櫻井周君（立憲）

- (1) 寺田総務大臣の妻から寺田稔呉後援会宛てに発行された平成30年12月14日付の領収書について
 - ア 収入印紙が貼付されていない領収書の写しを広島県選管に提出した日の確認
 - イ 収入印紙を貼付した日についての確認
 - ウ 実際に金銭を支出した日と領収書の作成日についての確認及び収支報告書の訂正の必要性
- (2) 選挙区内にある者でポスター掲示を承諾した者に対してポスター管理料として金銭を支払うことについて
 - ア ポスターの設置又は管理それぞれに対して金銭を支払う場合における法律上の問題の有無
 - イ 金額の多寡による対価性の有無の判断基準
 - ウ 当該事例は選挙買収そのものではないかとの指摘に対する寺田総務大臣の所見
- (3) 宗教法人の所有する施設における政治活動について
 - ア 宗教法人所有の施設において政治活動用ポスターを施設の外から見えるように掲示することは、施設の宗教法人法に規定する目的外の使用であるか否かの確認
 - イ 施設を宗教目的で使用しているか否かの判断基準についての文部科学省の見解
 - ウ 宗教法人が施設を宗教法人法に規定する目的で使用していない場合は、当該法人から固定資産税を徴収すべきとの考えについての総務省の見解
 - エ 地方財政が厳しい状況にある中で上記ウを適正に行うことにより地方財源を確保すべきとの考えについての寺田総務大臣の見解
- (4) 公職選挙法改正案（区割り改定法案）について
 - ア 東京都と鳥取県の人口一人当たりの納税額及びその較差
 - イ 投票価値の平等を守ることは基本理念として重要であるとの考えについての寺田総務大臣の見解
 - ウ 都道府県内における小選挙区間の人口較差が大きい都道府県について、小選挙区間の人口較差が小さくなるように調整することで、頻繁な区割り改定を回避するという考えについての所見

落合貴之君（立憲）

- (1) 主権者教育について
 - ア 高等学校において生徒が選挙の仕組みを記載した壁新聞を校内に掲示することは、政治活動に該当し禁止されているか否かについての文部科学省の見解
 - イ 高等学校において生徒が選挙の仕組み等についての啓発活動を行うことが禁止されていないことの確認
 - ウ 主権者教育が順調に進んでいないことの確認及びそれを改善することについての寺田総務大臣の見解
- (2) 区割り改定法案について
 - ア 公職選挙法別表第一における衆議院小選挙区の表記を分かりやすく改善すべきとの考えに対する寺田総務大臣の見解
 - イ 選挙においては分かりやすさや平等な機会の保障等が重要であり、簡素化だけを追求するべきではないとの考えについての寺田総務大臣の見解
- (3) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体の収支報告書をめぐり問題について
 - ア 総務省ホームページに各国会議員名と紐づけられた国会議員関係政治団体の一覧が公開されていることを承知しているか否かについての寺田総務大臣への確認
 - イ 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体に関する問題について、寺田総務大臣に少なくとも道義的責任が生じるとの考え方についての寺田総務大臣の見解

徳永久志君（立憲）

- (1) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体の収支報告書の訂正等が相次ぐ中、衆議院議員の身分に重大な影響を与える本法律案の審査に臨む寺田総務大臣の心境
- (2) 平成30年12月19日の最高裁判所大法廷判決要旨（第48回衆議院議員総選挙に係る一票の較差をめぐる選挙無効訴訟）について
 - ア 「投票価値の平等」を確保するという要請と「民意の的確な反映」の実現の調和を図ることが求められるとした最高裁の判決に関する寺田総務大臣の解釈
 - イ 同要旨における「これを是認することができない場合」とは具体的に何を示すのかの確認
 - ウ 投票価値の平等を迫及すると選挙区間の面積の較差が過度に拡大することについて総務省の見解
 - エ 選挙区割りにおいて選挙区的面積の上限等の特例を設けることについて寺田総務大臣の見解
 - オ 一票の較差に関する議論において、選挙により民意の的確な反映が行われることの重要性についての寺田総務大臣の認識
 - カ 選挙区割りの安定の重要性についての総務省及び寺田総務大臣の見解
- (3) 地方議会改革について
 - ア 第33次地方制度調査会第8回専門小委員会（10月24日開催）における地方議会に関する答申素案の概要
 - イ 地方自治法を改正し、地方議会の役割や責務について法律に明記することに対する寺田総務大臣の見解

小野泰輔君（維新）

- (1) 地方の人口減少が進展した場合における衆議院小選挙区選挙選出議員の定数に関する予測及び懸念事項
- (2) アダムズ方式で人口が最小の県の現行定数を維持した場合、今後、衆議院議員全体の定数が増加する可能性の有無
- (3) 地方における人口減少と都市部への人口集中による地域間較差の拡大等の課題がある中での都道府県別定数配分についての寺田総務大臣の見解
- (4) 下院において投票価値の較差をある程度容認した選挙制度を採用している諸外国の事例
- (5) 今般の区割り改定で分割市区町が解消したことにより軽減される自治体の負担

空本誠喜君（維新）

- (1) 住民の生活圏と異なる選挙区割りとなった地域について、次回の区割り改定作業時に衆議院議員選挙区画定審議会や同事務局に対し総務大臣から改善を求める等の対応をすることについての寺田総務大臣の見解
- (2) 較差是正と併せて衆議院議員定数の10減を行うこと及びその場合に地方を切り捨てず都市偏重としないためにアダムズ方式による定数配分だけではなく何らかの工夫をする必要があるとの意見についての総務省の見解
- (3) 選挙区間の最大較差を2倍未満とする基準に関し、今後の区割りの変更をできる限り少なくするため、さらに較差を小さくするよう区割り基準を見直すこと等の法的な配慮をする必要性についての寺田総務大臣及び総務省の見解
- (4) 衆議院議員比例代表選挙及び参議院議員選挙区選挙の各選挙区への定数配分の基準に第一次産業の就業人口や面積等を加味することについての総務省の見解

齋藤アレックス君（国民）

- (1) 区割り改定法案について
 - ア 現行の定数配分方式では、地方の定数が減少することで地方の意見が国政に反映されづらくなり、更に地方の疲弊を招く悪循環を懸念する意見についての寺田総務大臣の受け止め
 - イ 衆議院議員選挙区画定審議会による都道府県知事への意見照会において、現行の定数配分方式では地方の意見が届きにくくなるとの懸念が多く示されたことについての総務省の認識
 - ウ 頻繁に選挙区割りの改定が行われることによる有権者の選挙への関心の低下や混乱についての寺田総務大臣の受け止め
 - エ 今回の区割り改定において5年後の簡易国勢調査で再び区割りが変更されることを防ぐという観点はあったのか、なかったとすればその理由
 - オ 周知期間が1か月とされていることの妥当性及び1か月とされた理由に関する寺田総務大臣の見解
 - カ 区割りの変更に関する従来を上回る周知方策
 - キ 区割りの変更について、有権者に直接情報が届くようなプッシュ型の周知の検討の有無
- (2) 電子投票制度について
 - ア 総務省による開票事務効率化の取組及び地方公共団体への支援や情報提供等の取組
 - イ 電子投票が用いられた地方選挙の直近の事例
 - ウ 電子投票を活用していく意思の確認及び国政選挙への導入についての寺田総務大臣の認識
- (3) 期日前投票事由に該当する旨の宣誓書の内容の変更の必要性及び宣誓内容が期日前投票の阻害要因になっていることについての総務省の認識

塩川鉄也君（共産）

- (1) 寺田総務大臣に係る国会議員関係政治団体（寺田稔竹原後援会）について
 - ア 寺田稔竹原後援会が領収書の宛名を追記しているとの報道が事実である場合、支払いを受けた店側が宛名を記入している旨の寺田総務大臣の答弁（令和4年11月1日 参議院総務委員会）が事実と反する答弁となることについての同大臣の認識
 - イ 国会議員関係政治団体による領収書等の宛名の追記が適当ではないことについての確認
 - ウ 領収書の宛名の筆跡等を寺田総務大臣が確認することについての認識
 - エ 領収書の宛名を寺田稔竹原後援会宛に店側に書き直していただいている旨の寺田総務大臣の答弁が事実と即したものであるか否かについての確認
 - オ 寺田稔竹原後援会において領収書の宛名の追記が頻繁に行われているか否かについての確認
 - カ 会計責任者の職務代行者、収支報告書の事務担当者及び事務を取り扱う者に対する賃金又は報酬の支払元についての確認
 - キ 本年11月まで寺田稔竹原後援会の代表者であった人物が同後援会とは5年以上前から関わりがない旨発言していること及び当該者と同会との関わりに関する寺田総務大臣の認識
 - ク 寺田稔竹原後援会は、寺田総務大臣及び同大臣が支部長を務める自由民主党広島県第五選挙区支部と一体の組織であり独立した別団体であるとは主張できないとする意見に対する寺田総務大臣の見解
 - ケ 寺田稔竹原後援会について委員会等で指摘されている事例が、寺田総務大臣が自身のブログで「ガラス張りのクリーンな政治」と決意表明したことに矛盾しないかということについての確認
- (2) 統一地方選挙特例法案において、6月1日から同月10日までに任期満了となる地方公共団体の長の選挙も統一地方選挙の対象とすることができるとした規定を引き続き設けている理由
- (3) 区割り改定法案について
 - ア 平成25年、平成29年の区割り改定法に続き、本法律案によって3回続けて区割りが改定される

- ことになる小選挙区の数
- イ 有権者が選挙のたびに不自然な選挙区の変更を強いられていることに関する寺田総務大臣の受け止め
 - ウ 小選挙区比例代表並立制導入以降の衆議院議員総選挙における第一党の得票率及び当選人数の割合
 - エ 第 48 回及び第 49 回衆議院議員総選挙における、いわゆる死票の合計数が総得票数に占める割合及び当該割合が 50%以上、60%以上の小選挙区の数

齋藤洋明君（自民）

- (1) 区割り改定法案について
 - ア 衆議院議員選挙区画定審議会による都道府県知事に対する意見照会において挙げられた市区町の分割解消を求める意見や生活圈又は広域行政圏を分割しないよう求める意見の、区割り改定案への反映状況
 - イ 今回の区割り改定の周知広報の取組についての総務省の見解
 - ウ 同知事意見中、特に人口減少地域や過疎地域、東日本大震災の被災地への配慮を求める意見や、東京一極集中の是正のための政策誘導を求める意見についての寺田総務大臣の見解
 - エ 投票価値の平等及び人口少数地域の意見の反映という相反する民主主義の要請の観点から見た、諸外国の二院制をとる民主主義国家における上院と下院の在り方
 - オ 今回の区割り改定後においても、人口最少選挙区との較差が 1.9 倍を超える選挙区が存在することについての総務省の見解
 - カ 今回の区割り改定においてアダムズ方式を採用した経緯及び同方式の特徴
- (2) 電子投票及びインターネット投票について
 - ア 電子投票は開票事務の簡略化に資するもので、その信頼性の担保とコストの低減を前提に国が積極的に取り組むべきであるという考えに対する中川総務大臣政務官の見解
 - イ インターネットを利用した遠隔投票制度の実現の技術的可能性
 - ウ 国政選挙におけるインターネット投票についての諸外国の事例
- (3) 移動期日前投票所に関する総務省の取組についての現状の確認

長谷川淳二君（自民）

- (1) 今回の区割り改定の考え方や具体的な内容について、特に定数が減った県の有権者に対し、一層丁寧な周知を行うことについての政府としての対応方針
- (2) 今回の区割り改定を踏まえ、広大な面積を有する選挙区における選挙運動の特例の在り方に関して検討すべきとの意見についての総務省の見解
- (3) 分割市区町の解消と今後の見込みについて
 - ア 今回の改定で分割市区町が解消された選挙区につき、次回の簡易国勢調査で較差が 2 倍以上となった場合には再び市区町が分割され得るか否かの確認
 - イ 最高裁は、次回の簡易国勢調査で較差が 2 倍を僅かに超える程度の場合は、今回分割が解消された市区町を再度分割することまでは求めていないという考えに対する総務省の見解
- (4) 総務省は、各党各会派の議論に資するよう、選挙制度に関する世論の動向を把握するとともに、地方の声を反映させる選挙制度の在り方についての調査研究を進めるべきとの考えに対する寺田総務大臣の見解

輿水恵一君（公明）

- (1) 区割り改定法案について
 - ア アダムズ方式が導入された経緯
 - イ 現行法に基づく今後の区割り改定のスケジュール
 - ウ 簡易国勢調査に基づく選挙区の改定案の策定方法
 - エ 改定された区割りを住民に周知するために行われる取組
- (2) 投票率の向上及び投票機会の確保に向けた取組について
 - ア 投票率の向上のために講じられている取組
 - イ 投票所における障害者等への配慮に関する取組
 - ウ 郵便等による不在者投票の対象となる介護保険法の要介護状態区分を要介護5から要介護4や要介護3まで拡大を求める意見に対する総務省の見解
- (3) 主権者教育の推進について
 - ア 主権者教育の重要性に対する寺田総務大臣の認識及び主権者教育に関する取組の推進状況
 - イ 主権者教育の重要性に対する文部科学省の認識及び主権者教育に関する具体的な取組